

韋テニスセンター等ネーミングライツパートナー募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、スポーツ振興に資するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、下記のスポーツ施設に、法人名、商品名、ブランド名等を冠した施設愛称を提案していただくネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 ネーミングライツの対象施設

韋テニスセンター及び韋庭球場

2 募集の概要

(1) 応募資格

上記スポーツ施設のネーミングライツパートナーとして本市と契約等を希望する法人及び本市との仲介業務を行うことができる広告代理を営む法人（以下「代理店等」という。）とします。ただし、代理店等の場合は、具体的なネーミングライツパートナーの提示が必要です。

本市と契約等を希望する法人並びに代理店等及び具体的なネーミングライツパートナーが以下に定める業種又は事業者該当する場合は応募することができません

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）
- ⑤ ギャンブルにかかるもの
- ⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- ⑩ 探偵事務所等の調査会社
- ⑪ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ等
- ⑫ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ⑭ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑮ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑯ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ⑰ 市税を滞納している事業者
- ⑱ その他、大阪市が不適当と認めるもの

（２）応募条件

施 設 名	愛称使用期間	使用開始時期	最低契約額（年額）
靱テニスセンター 靱庭球場	5年間	令和6年4月1日	500万円

- * 上記の最低契約額は 1 年あたりの額です。なお、応募いただくネーミングライツ料には、消費税、地方消費税は含まないでください。支払時には別途、消費税、地方消費税が必要となります。
- * 契約料の支払いは、年度毎に 4 月 30 日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに大阪市が発行する納入通知書により本市が指定する口座に支払うこととします。
- * 愛称に「靱」など施設固有の名称及び「テニスセンター」「庭球場」など施設種別の名称を入れてください。施設固有の名称はローマ字、ひらがな、カタカナでもかまいません。
- * 利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の「愛称」の変更はできません。

3 ネーミングライツ付与の条件

（１）愛称

施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。また、利用者の混乱を避けるため、使用期間内の「愛称」の変更はできません。

なお、スポンサーの競合など施設使用者等の意向によりネーミングライツの行使ができないことがあります。

ネーミングライツの付与を決定する場合において、愛称が下記のいずれかに該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 個人の氏名
- ⑮ 大阪市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれのあるもの
- ⑯ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれのあるもの

(2) パートナーメリット

- ① 愛称による施設名称看板、施設内看板等を設置できます。
 - ア 愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、大阪市と協議のうえネーミングライツパートナーにおいてご検討いただきご提示願います。
 - イ 愛称看板等の設置にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーにおいてご負担いただきます。
 - ② 大阪市のホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を表示します。ただし、パンフレットなどの印刷物については、愛称使用開始後に作成開始するものを対象とします(広報媒体によっては費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します)。
- ※ 愛称使用期間終了後の愛称使用継続に関して優先交渉権はありません。

(3) 事業内容に対する要望

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツを行使するうえで愛称表示看板の増設などの要望を本市に伝えることができます。

ただし、必ずしも要望いただいた内容を実現できるとは限りません。

4 ネーミングライツパートナー募集期間

指定管理者募集要項「7 指定管理者の申請手続きに関する事項」に準じます。

5 申込み方法等

指定管理者募集要項「7 指定管理者の申請手続きに関する事項」に準じます。

6 募集要項等に関する質問

質問票の受付期間、提出方法、質問票への回答は、指定管理者募集要項「7（4）質問・回答」の手続きに準じます。

7 選定方法

- （1）提案書の提出があった場合は、応募条件、ネーミングライツ付与の条件等の書類審査を行い、不適格事項がなく適当と認められた提案のうち、指定管理候補者に選定されたものの提案をネーミングライツパートナー候補者に選定します。
- （2）選定結果は、提案者に対して文書で通知するとともに、大阪市の広報媒体を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、大阪市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。
- （3）ネーミングライツパートナー候補者と個別にネーミングライツパートナーの契約等の締結に係る交渉を行い、大阪市及びネーミングライツパートナー候補者双方の合意がなされたのち、指定管理にかかる協定とは別に契約締結を行い、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。

8 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格が無いことが判明した場合は、申込みを無効とします。

9 その他

- ① 申込等にかかる費用は申込者の負担とします。
- ② ネーミングライツパートナーの愛称使用後、別途、当該施設の屋内及び屋外広告を公募することがあります。